

歯科診療報酬について①

（ 歯科診療における患者への文書による
情報提供の在り方について（考え方） ）

○ 文書による情報提供の在り方を検討するに当たっての3つの視点

歯科診療において文書により提供される情報については、診療報酬改定結果検証部会の結果等も踏まえ、以下の視点から、その在り方を見直してはどうか。

- 1 情報提供の時期については、口腔内の状況に変化があった場合や指導管理に変更があった場合など、歯科治療等の進行状況等に合わせて行うこととしてはどうか。
- 2 情報提供が算定要件となる項目については、①情報提供を行うことで、患者の療養の質の向上が図られることが期待できる項目、②治療計画を示したり口腔内の図示を行うことで、患者の歯科疾患に関する理解を深め、納得できる歯科医療を進めることが期待できる項目を中心として整理することとしてはどうか。
- 3 情報提供すべき内容については、歯科医療従事者の負担も考慮して、過不足のない効率的な情報提供を図ることとし、項目間の重複がないようにしてはどうか。